

厚生労働科学研究費補助金

(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業))

わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究
分担研究報告書

課題2. 有効な Child Death Review 制度と実施支援体制の探索

チャイルド・デス・レビュー (CDR:予防のための子どもの死亡検証) に関する海外調査
～諸外国における CDR に関係する法律等の情報収集～

研究分担者 竹原健二 国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部 部長

研究協力者 矢竹暖子 国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部 研究員

研究要旨

背景: 本研究では、日本国内の取り組みの参考とするために、すでにチャイルド・デス・レビュー (CDR:予防のための子どもの死亡検証) を国レベルで行っている諸外国における法制度に関して情報収集をおこない、各国の CDR のための法制度を整理する資料を作成することを目的とした。

方法: アメリカ (サウスカロライナ、イリノイ、オクラホマ、ミズーリ)・イギリス (イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)・オーストラリア (ニューサウスウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウスオーストラリア、ノーザンテリトリー)・カナダ (オンタリオ、ケベック、アルバータ) の CDR を対象に、文献・公的機関のインターネットサイト、法律のデータベース等による情報収集をおこなった。

結果: 対象となった国や地域の CDR に関する関連法令が確認できた。その中で定められている項目についても概観し、法律やガイドラインで規定されるべき項目について情報を得ることができた。

考察: 予防可能な子どもの死亡に関しては、その対象は様々であるが、世界各国で注目されている取り組みである。すでに CDR の歴史のある諸外国の例を参考にしながら、現在の日本に適した仕組み作りが必要であり、その中には具体的な法整備やガイドライン作成なども含まれる。

結論及び今後の課題: 現在は、モデル自治体における事業とされている CDR であるが、今後も事業実施自治体を増やすなどモデル事業の拡充が見込まれ、またいずれは CDR 全国展開も検討されている。全国で均質で効果的な CDR を進めていくためにも、ガイドラインの作成や具体的な法整備に向け検討していくことが重要である。

A. 背景

1. CDR の概要

Child Death Review (予防のための子どもの死亡検証。以下「CDR」という。) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家 (医療機関、警察、消防、その他の行政関係者等) が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に、検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

2. わが国における CDR の経緯

CDR については、予防可能な子どもの死亡を減らすために、アメリカ、イギリス等諸外国で実施されており、わが国でも、厚生労働科学研究費補助金 (健やか次世代育成総合研究事業) 「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研

究 (研究代表者 溝口史剛) (平成 28 年～30

年)」「わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究 (研究代表者 沼口敦) (平成 31 年～令和 3 年)」等で、わが国における CDR の方策等について検討されてきた。その中で、すべての子どもの死亡を適切に検証するためには、医療機関が保持している情報だけでなく、児童相談所や警察、その他行政機関が有する情報など、多くの情報を集約することが不可欠であり、その点をクリアすることが一つの課題とされてきた。

従来、CDR の実施においては法整備が必要と言われてきた。平成 30 年の「成育基本法」の成立により、国や自治体が成育過程にある者が死亡した場合における死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等に対する体制の整備等の施策を講ずるものとするのが法的に求められ、モデル事業が始まるなど自治体主導の CDR が動き出してい

る。しかし、モデル事業においても、個人情報の取り扱いなど様々な法的な課題に直面している。先進的に CDR をおこなっているほかの国や地域では、どのような法・制度になっているだろうか。その点を明らかにすることで、わが国の法・制度の検討に役立てることが期待される。

3. 目的

昨年度、本分担任では CDR を適切に実施するためにモデル事業を実施する 7 府県を支援するとともに、各府県で構築された体制および抽出された課題の整理を行った。今年度はその中でも、関係多機関からの情報収集の際に課題となった、個人情報保護に関する法律、司法に関連する法律などを中心に、すでに CDR を進めている諸外国での法・制度に関して情報収集を行い、各国の CDR の法・制度を整理する資料を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. 調査対象国

アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・シンガポール・オランダ等の CDR を国レベルで実施している国
※州ごとに法律が定められている場合は、その一部地域ごとに情報収集した。

2. 調査項目

CDR に関する法・制度、ガイドラインや、その記載内容、および個人情報や死因究明等に関する制度に関し、以下の項目を調査し、その記載の有無とその内容について結果をまとめた。

- 管轄する省庁名
- CDR を規定する法律の有無
- 地域の定義
- CDR 導入時期
- 死亡検証の対象範囲
- 検証対象年齢
- 検証委員の職種
- 利用可能な情報・書類
- 検証委員会の種類
- 登録データベースの有無とその所有者
- CDR 運営委員会・団体の定義
- 実施ガイドラインの有無
- 個人情報利用の正当性
- 捜査・裁判中情報の利用の規定
- 他自治体や関係機関情報の非公開が認められた場合、その根拠
- CDR 情報開示請求時の対応
- 死因究明に関する法律の有無

3. 調査方法

リーガル情報サービス（情報提供事業および調査・コンサルティング事業）を提供しているレクシスネクシス・ジャパン株式会社による法律専門データベース（裁判記録・文書などのデータベースである CourtLink 他）、文献、公的機関のインターネットサイト等を用いた情報収集をおこなった。なお、本研究は諸外国における法・制度やガイドライン等の情報収集・集計であるため、倫理審査委員会への申請はおこなっていない。

C. 結果

調査対象国のうち、アメリカ（サウスカロライナ、イリノイ、オクラホマ、ミズーリ）・イギリス（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）・オーストラリア（ニューサウスウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウスオーストラリア、ノーザンテリトリー）・カナダ（オンタリオ、ケベック、アルバータ）の CDR に関する関連法令が確認できた。ニュージーランド、シンガポール、オランダには CDR に関する関連法が確認できなかった。本報告書ではアメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダの 4 か国に関し、結果として報告する。

なお、4 か国に共通して、関連法に記載のあった項目は、

- CDR を規定する法律
- 検証対象年齢
- 検証委員の職種
- 利用可能な情報・書類
- 個人情報利用の正当性
- CDR 情報開示請求時の対応

の 6 項目（下記※印）であった。

内容の要約を下記に示す。3～15 に関しては、その法律の原文内の記載内容に関する概要である。各国の状況などより詳細な情報は別途**巻末資料 5**に記載した。

1. 管轄する省庁名

CDR を管轄する部署としては、州の保健衛生局や検視官協会、児童家庭福祉局等、公衆衛生・福祉関連の部署に置かれていることが多かった。

2. CDR を規定する法律の有無（※）

日本における、成育基本法のような概念法と同じように、各国で児童保護・福祉関連法や死因調査関連法の中に子どもの死亡に対する取り組みを規定する条文がある。その中で、特に CDR を規定

する法律がある地域もあり、より具体的なところまで言及している。

3. 地域の定義

今回は調査対象が州の法律であることが多いが、州ごとに検証、州のすべての郡ごとに検証、という記載や、州の地方当局はその当該地域に居住する子どもの検証について取り決めを行うべき（居住していない場合も対象となり得る）、という条文が確認できる。

4. CDR 導入時期

CDR の導入時期に関して、法律の条文に具体的に記載されている地域はなかった。関連する団体の Web ページなどに記載があるところはあった。

5. 死亡検証の対象範囲

州に居住する子どもすべてを対象とする地域がある一方で、検視の結果不審な点がある場合のみ、という地域や、死因を虐待またはネグレクトである場合に特化した地域や、傷害関連での死亡・原因不明の死亡・不審死に特化した地域もみられる。対象に関しては、多くの地域でかなり細かく規定されていた。

6. 検証対象年齢（※）

18 歳未満と定めている地域が多くみられた。5 歳未満や死産を対象とする、別組織のある地域もある。

7. 検証委員の職種（※）

学際的な委員会の設置を規定するとともに、その構成員についても具体的に定められている。例えば、その地域の福祉部門、公衆衛生部門、教育、司法局、精神保健部門、児童福祉機関、の代表者（長官とするところもあり）弁護士、検察官、警察、児童虐待やネグレクトに経験の深い小児科医、法医・病理学者、心理学者や精神科医、児童発達などの専門家、関係団体などであった。先住民や少数民族を代表に入れることを規定する地域もある。

8. 利用可能な情報・書類（※）

死亡した子どもや家族に関する情報に関し、どのような情報が、どのような根拠に基づき提供されるべきか、そしてどのように利用されるかが具体的に示されている。また、提供を拒む場合の対処（罰金や禁固刑含む）などについても記載されている。

9. 検証委員会の種類

検証会議の目的について記載はあった。原文内に具体的に示されていなくても、担当機関のホームページなどには確認できる地域もある。

10. 登録データベースの有無とその所有者

登録データベースの作成とその所有者を定める条文のある地域もあるが、原文内に記載のない地域も多かった。（国レベルのデータベースを持つこともある。）

11. CDR 運営委員会・団体の定義

法律により委員会の設置が定められており、運営、委員会の招集、規則やガイドラインについて記載されている地域もある。

12. 実施ガイドラインの有無

上記 12. ととも重複するが法律の中に、ガイドラインに従うように定められているものもある。

13. 個人情報利用の正当性（※）

管轄部署が家族の同意を得ないで医療機関を含む関係機関から情報収集する根拠や、司法が捜査情報以外の情報を提供する根拠、また、関係機関が家族の同意を得ないで情報提供する根拠や他地域との情報共有（住所地以外での死亡など）などについて、多くの地域において、原文内に詳細に示されていた。一方で、個人を特定し得る CDR 結果や予防策に関して情報公開できる根拠は、その公共の利益が、個人のプライバシー保護の必要性に勝る場合、との記載があるのみであった。

14. 捜査・裁判中情報の利用の規定

警察の捜査情報や裁判所の記録も、CDR 委員会の求めに応じて情報提供すべき、と原文内に記載のある地域もあるが、その情報が現在捜査中のものであるのかまでは言及されていない。また、CDR をすすめることにより、進行中の警察の捜査が損なわれる場合は、CDR を進めてはならない、と記載のある地域もある。

15. 他自治体や関係機関情報の非公開が認められた場合、その根拠

情報非公開（情報提供を拒むこと）に、合理的な理由がある場合や、警察捜査の障壁となる場合、第三者の安全を脅かす場合等、具体的に定められている地域もある。

16. CDR 情報開示請求時の対応（※）

個々の事例について協議する際は、会議が非公開とされること、情報開示請求の適応を受けないことなどが示されている。協議の結果として提示

された情報や、それぞれの意見も開示されないとされている。一方で、その他の情報源から入手できる情報の場合は、その限りではなく、CDR 委員会から独立して得られた情報や公開情報について意見することは妨げられない、ともある。

17. 死因究明に関する法律の有無

CDR に関し、その調査がまず検視から始まる地域もあり、検視官や監察医から CDR への流れが記載されている地域もある。検視官による調査が行われない場合や、検視官が CDR 委員会に検証するよう助言する場合にのみ CDR が進められる地域もある。

D. 考察

予防可能な子どもの死亡に関しては、その対象は様々であるが、世界各国で注目されている取り組みである。

モデル事業において得られた CDR 体制整備における課題では、個人情報の取り扱いや、捜査情報の取り扱いなど、多機関に関係する他の法律との関係性が非常に複雑であるものが、重要なものとして挙げられた。それらを少しでも解決するために、すでに CDR の歴史のある諸外国の例を参考にしながら、現在の日本に適した仕組み作りが必要

であり、その中には CDR に関する具体的な法整備やガイドライン作成なども含まれるであろう。

E. 結論

今回の海外調査で収集された、各国の CDR に関する法・制度、ガイドライン等に関する情報をもとに、全国で均質で効果的な CDR を実施するための方法・評価項目等の整理を進め、日本国内における CDR の在り方を検討する必要がある。

謝辞

本研究の実施におきまして、調査にご協力いただきましたレクシスネクシス・ジャパン株式会社の調査員の皆様に心より御礼申し上げます。

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし